

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の住居手当の支給に関する規則

昭和 47 年 6 月 1 日規則第 4 号

最終改正 昭和 51 年 2 月 21 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、職員の住居手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 この規則の実施については、別に定めるものの外、住居手当支給規則（昭和 51 年羽村町規則第 8 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 51 年 2 月 12 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。